

Ⅲ 経営品質活動の取り組み

行政運営を“経営”と捉え、継続的に改善・改革を進めることで行政経営の質を高めながら、県民の皆さんから見て価値の高い行政サービスを提供するために活動します。

1 鈴鹿保健福祉事務所組織力向上委員会の開催について

所の経営の質を高めるため、組織の問題点（気づき）をアセスメントし、それらの改善を目的として開催します。

構成員：保健衛生室長、企画福祉課（2名）、地域保健課（1名）、健康増進課（1名）、衛生指導課（1名） 計6名

回数	開催日	内容
第1回	平成22年6月17日（木）	1. 事務所内の案内表示等見直しについて 2. 事務所内の節電について検証 3. 職場巡視について（労働安全衛生による）
第2回	平成22年9月6日（月）	1. 事務所内の節電の考え方について 2. 職場巡視の結果について 3. 事務所内相談室の優先利用等の考え方について
第3回	平成22年10月14日（木）	1. 相談室の優先利用の考え方の決定と相談室の整理について 2. 15分勉強会について
第4回	平成22年11月11日（木）	1. 15分勉強会の実施方針の決定について 2. 相談室の整理（レイアウト等）決定について
第5回	平成22年12月13日（月）	1. 15分勉強会の日程等について 2. 平成22年度ISO14001職場目標、達成状況の検証について
第6回	平成23年1月20日（木）	1. 15分勉強会の日程等について 2. 平成23年度以降のISO14001の職場目標・内容等の決め方について

沿革

昭和 12 年 (1937 年)	4 月	法律第 42 号をもって保健所法公布
昭和 19 年 (1944 年)	10 月	保健所法にもとづき三重県亀山保健所発足
昭和 21 年 (1946 年)	10 月	亀山保健所神戸出張所 (鈴鹿市役所内) 駐在
昭和 22 年 (1947 年)	5 月	県告示第 222 号亀山警察署から衛生関係事務移管
昭和 22 年 (1947 年)	9 月	改正保健所法 (法律第 101 号) 公布
昭和 23 年 (1948 年)	8 月	亀山保健所神戸出張所を三絹工業 (株) 内に設置
昭和 23 年 (1948 年)	11 月	課制施行 (庁釧第 550 号)
昭和 23 年 (1948 年)	12 月	亀山保健所神戸出張所鈴鹿市神戸西萱町 986 へ移転
昭和 24 年 (1949 年)	10 月	優生保護相談所併設 (県告示第 587 号)
昭和 25 年 (1950 年)	5 月	亀山保健所庁舎新設鈴鹿郡亀山町本町 341
昭和 26 年 (1951 年)	10 月	結核予防法第 36 条の規定による指定医療機関となる
昭和 35 年 (1960 年)	8 月	次長制実施 (県規則第 65 号)
昭和 43 年 (1968 年)	8 月	公衆衛生行政の管内事情により、保健所庁舎を鈴鹿市神戸西萱町 16 に移築 名称を三重県鈴鹿保健所に変更し、亀山市役所敷地内に亀山相談所を設置
昭和 51 年 (1976 年)	4 月	機構改革に伴い環境課を新設、衛生課を衛生指導課に改称
昭和 56 年 (1981 年)	9 月	住居表示の変更に伴い、住所を鈴鹿市神戸八丁目 9 番 22 号に変更
昭和 63 年 (1988 年)	10 月	三重県鈴鹿庁舎の整備に伴い、鈴鹿市西条五丁目 117 へ移転
平成 4 年 (1992 年)	3 月	亀山相談所を亀山市保健センター (亀山市亀田町) 内に移転
平成 5 年 (1993 年)	4 月	保健所の見直しに伴い、保健婦室を保健指導課に改称し、保健予防課の保 健係、予防係を統合して保健予防係とし、総務課検査係を廃止
平成 6 年 (1994 年)	6 月	地域保健法制定 (保健所機能の強化)
平成 9 年 (1997 年)	3 月	亀山相談所を廃止
平成 9 年 (1997 年)	4 月	機構改革により、保健予防課、保健指導課を廃止し、企画調整課、地域保 健課を新設
平成 10 年 (1998 年)	4 月	県民局組織の改正により、三重県北勢県民局鈴鹿保健福祉部を設置 (併置 機関三重県鈴鹿保健所) し、企画総務グループ、健康増進グループ、福祉 保健グループ、衛生指導グループを配置
平成 14 年 (2001 年)	4 月	県民局組織改正により、三重県北勢県民局鈴鹿保健福祉部に福祉相談チ ーム及び保健衛生チームを新設し、福祉相談チームに経営支援グループ、生 活支援グループ、子育て支援グループを、保健衛生チームに計画調整グル ープ、健康増進グループ、衛生指導グループを配置
平成 15 年 (2003 年)	4 月	県民局組織改正により、保健衛生チームの計画調整グループを廃止し、福 祉相談チームの経営支援グループを経営企画グループに変更
平成 16 年 (2004 年)	4 月	県民局組織改正により、チームを廃止して室に変更
平成 17 年 (2005 年)	4 月	県民局組織改正により、三重県北勢県民局鈴鹿保健福祉部に企画福祉室及 び保健衛生室を設置し、企画福祉室に企画市町村支援グループ、福祉グル ープを、保健衛生室に健康増進グループ、地域保健グループ、衛生指導グ ループを配置
平成 18 年 (2006 年)	4 月	県組織改正により部・グループを廃止し、事務所・課制となる。 三重県鈴鹿保健福祉事務所 (併置機関三重県鈴鹿保健所) に保健衛生室を 設置し、企画福祉課、健康増進課、地域保健課、衛生指導課を配置

付録

主な鈴鹿保健福祉事務所関係法令の制定・改正の流れ

明治30年(1897年)	伝染病予防法制定
明治33年(1900年)	精神病者監護法、飲食物其ノ他ノ物品取締ニ関スル法律制定
明治40年(1907年)	らい予防法制定
大正8年(1919年)	精神病院法、結核予防法、トラホーム予防法制定
昭和12年(1937年)	(旧) 保健所法制定
昭和21年(1946年)	日本国憲法公布
昭和22年(1947年)	(新) 保健所法、食品衛生法、児童福祉法制定
昭和23年(1948年)	予防接種法、優生保護法、医療法、性病予防法制定
昭和24年(1949年)	身体障害者福祉法制定
昭和25年(1950年)	精神衛生法、狂犬病予防法、生活保護法制定
昭和26年(1951年)	結核予防法、社会福祉事業法制定
昭和27年(1952年)	栄養改善法制定
昭和28年(1953年)	(新) らい予防法制定
昭和35年(1960年)	薬剤師法、薬事法制定 精神薄弱者福祉法制定
昭和38年(1963年)	老人福祉法制定
昭和39年(1964年)	母子福祉法制定
昭和40年(1965年)	母子保健法制定、精神衛生法改正（通院医療費公費負担、精神衛生業務が保健所業務に追加）
昭和45年(1970年)	心身障害者対策法制定
昭和48年(1973年)	動物の保護及び管理に関する法律制定
昭和54年(1979年)	薬事法改正（新薬承認の厳格化、副作用報告、再評価等の法制化）
昭和56年(1981年)	母子福祉法改正（「母子及び寡婦福祉法」に改称）
昭和60年(1985年)	第1次医療法改正（都道府県医療計画制度の導入）
昭和62年(1987年)	精神衛生法改正（「精神保健法」に改称）
平成元年(1989年)	後天性免疫不全症候群の予防に関する法律施行
平成4年(1992年)	第2次医療法改正（医療提供の理念規定の整備等）
平成5年(1993年)	心身障害者対策法改正（「障害者基本法」に改称）
平成6年(1994年)	地域保健法制定（保健所機能の強化）、関係法律整備（保健所法、母子保健法、児童福祉法、栄養改善法、医療法、薬事法、伝染病予防法、食品衛生法等の改正）
平成7年(1995年)	精神保健法改正（精神障害者保健福祉手帳制度の創設、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に改称）
平成8年(1996年)	らい予防法廃止 薬事法改正（治験、承認審査の充実強化）
平成9年(1997年)	地域保健法全面施行
平成9年(1997年)	介護保険法制定 第3次医療法改正（医療提供に当たって患者への説明と理解等）
平成10年(1998年)	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）制定

平成11年(1999年)	感染症法施行（伝染病予防法、性病予防法、後天性免疫不全症候群の予防に関する法律廃止）
	精神薄弱者福祉法改正（「知的障害者福祉法」に改称）
	動物の保護及び管理に関する法律改正（「動物の愛護及び管理に関する法律」に改称）
平成12年(2000年)	社会福祉事業法改正（「社会福祉法」に改称）
	第4次医療法改正（病床区分の見直し等）
平成13年(2001年)	地域健康危機管理ガイドライン策定（厚生労働省）
平成14年(2002年)	健康増進法制定
	薬事法改正（製造販売制度の導入、医療機器のリスクに応じたクラス分類制度の導入）
平成15年(2003年)	食品安全基本法制定、食品衛生法改正（リスク分析手法の導入）
	感染症法改正（緊急時における感染症対策の強化、動物由来感染症の強化、感染症法の対象疾病及び疾病分類の見直し等）
平成16年(2004年)	発達障害者支援法制定
平成17年(2005年)	食育基本法制定
	動物の愛護及び管理に関する法律改正
	障害者自立支援法制定
平成18年(2006年)	老人保健法改正（「高齢者の医療の確保に関する法律」に全面改正）
	薬事法改正（医薬品販売制度の見直し）
	精神保健福祉法改正（「精神病院」を「精神科病院」に改める）
	結核予防法の廃止。感染症法（基本理念、責務規定の見直し、感染症の種類の見直し等）、予防接種法改正
平成19年(2007年)	第5次医療法改正（患者等への医療に関する情報提供の推進等）
平成20年(2008年)	感染症法改正（感染症の類型の新設、新型インフルエンザ等感染症に対する措置等）